

ベンジャミン・セオール号事件の経過 (2)

—台湾ヤミの生活環境史—

足 立 崇

Progress of the Benjamin Sewall incident 2

— Living Environmental History of the Yami in Taiwan —

ADACHI Takashi

1903 (明治36) 年10月, シンガポールから上海に向け航行中の米国船ベンジャミン・セオール号が, 台湾南沖合で台風に遭い, 航行の自由を失った。乗組員23名は沈没を恐れ棄船し, 附属のボート2艘に避難する。船長たちの乗ったボートは鷲鑿鼻に漂着し救助されるが, もう1艘のボートは紅頭嶼 (現: 蘭嶼) 附近を漂流し, 一部の乗組員は紅頭嶼に漂着, 他の乗組員は溺死する。その後, 日本による1回目の捜索でフィリピン人1名とロシア人1名の生存者を救助し, 日本と米国による2回目の捜索で日本人3名の生存者を救助する。米国は生存者の証言から溺死の原因をヤミの人々による強奪と判断。翌年1月, 米国からの要請を受けた日本は紅頭嶼へ討伐隊を派遣することを決定し, 加害者がいるとされる3集落を捜索し, 10名を逮捕, 武器を押収し, 家屋13戸を焼き払った。これをベンジャミン・セオール号事件という。

前稿ではベンジャミン・セオール号が遭難した1903年10月初旬から, 2回目の遭難者捜索が行われた同年10月末までの約1ヶ月間の経過表を示した。本稿では, それ以降の討伐隊が派遣されるなどした経過を表にして示す。期間としては1903年11月初めから1904年6月末までの約8ヶ月間である。前稿とあわせることでベンジャミン・セオール号事件の経過がひととおりに明らかとなる。ただし, これはあくまで日米の資料をとおして見たベンジャミン・セオール号事件の経過である。資料としては, 前稿と同様, 国史館台湾文献

平成24年2月27日 原稿受理
大阪産業大学 工学部

館にて整理保管されている台湾総督府公文書『台湾総督府公文類纂』（4749冊-2号，4810冊-1号，4811冊-1号，4814冊-3号），防衛省防衛研究所図書館において整理保管されている海軍省公文書『公文雑輯 艦船三止・水路』（M36-4），伊能嘉矩『理蕃誌稿』第1巻（1918），ダグラス・エガンの*SHIP - BENJAMIN SEWALL OTHER DAYS OF SHIPS & MEN*（1983），『台湾日日新報』を用いる。

資料対応関係の便宜上，台湾本島および蘭嶼の地名についても前稿と同様，当時の地名のままに記載している。たとえば，「蘭嶼」については「紅頭嶼」とし，各集落名は当時の公文書に多く見られる「イモロナモン」（現：イモロッド，紅頭），「イラタイ」（現：イラタイ，漁人），「イワタス」（現在なし），「ヤユ」（現：ヤユ，椰油）「イモロソック」（現：イララライ，朗島）「イワヌミルク」（現：イラヌミルク，東清）「イワキヌ」（現：イヴァリヌ，野銀）としている。

典拠については便宜上，『台湾総督府公文類纂』4749冊-2号を「総a」，『台湾総督府公文類纂』4810冊-1号を「総b」，『台湾総督府公文類纂』4811冊-1号を「総c」，『台湾総督府公文類纂』4814冊-3号を「総d」，『公文雑輯』M36-4を「公」，『理蕃誌稿』を「理」，*SHIP - BENJAMIN SEWALL* - を「S」，『台湾日日新報』を「台」と記載する。「総a」，「総b」，「総c」，「総d」，「公」，「理」，「S」の後に記載された数字は頁数を示し，「台」の後に記載された数字は発行月日を示す。

ベンジャミン・セオール号事件経過表

年月日	事項	内容	典拠	備考
1903年 11月2日	米国側が台北医院で岩藤に2度目の事情聴取。	遭難し紅頭嶼に漂流したときのことを詳細に状況説明。米国領事館書記磯田マサトモが翻訳。米国副領事ランバートの前で証言が事実であることを厳正に宣告し，岩藤が捺印。	理737・総b16-37	
	午後4時35分，台東庁長相良から民政長官後藤へ打電。	搜索の際押収した物品は明石丸に積み込んだまま，まだ荷揚げできてないと伝える。	総c52-53	
11月4日	通信局長から澎湖庁長小林へ打電。	生存者の青木がまだ送還されないのはなぜか，米国領事との都合もあり知らせてほしいと伝える。	総a88	
	午後4時30分，澎湖庁長小林から通信局長へ打電（米国領事へ通知指定）。	青木は病気療養のため澎湖医院で治療中であると伝える。	総a87	

ベンジャミン・セオール号事件の経過 (2) 一台湾ヤミの生活環境史一 (足立 崇)

11月5日	民政長官後藤から米国副領事ランバートへ通知。	軍艦宮古乗組員からの日本人生存者に対する義捐金の一部を、花井と岩田に配当してほしいと依頼する。	総b87-88	11月2日立案、11月4日受領、11月5日決済、11月6日発送。総督(代理印)、民政長官、参事官長(後藤花押)、総務局長(代理大島印)他。
	海事課長から恒春庁長森尾へ通知。	10月15日付で恒春庁長森尾から返却願いのあった身柄領収証を返却したと伝える。	総a74	11月5日立案、11月5日決済、11月5日発送。海事課長(三村印)。
11月6日	民政長官から米国副領事ランバート(領事代理)へ問い合わせ。	第2回捜索において押収した物品、船体付属器具等を台東庁に保管しているが、どのように処理すべきか伺う。また、恒春庁において船長らが乗り漂着したボート1艘を保管していることを付記。	総b7-8	11月6日立案、11月6日受領、11月6日決済、11月6日発送。民政長官(委任印)、総務局長(代理大島印)、警察本署長(関了印)他。
	台東庁長相良から総督児玉へ紅頭嶼捜索状況の詳細を報告。	第2回捜索における軍艦宮古の捜索方針、日本人生存者の救助、集落の捜索、民情、膺懲、その後の手配、生存者岩藤と林の聴取書、押収物品目録などを報告。	総c23-40	
11月7日	米国副領事ランバートから民政長官後藤へ回答。	押収した衣類、船体付属器具等は米国領事館に送り、ボートはとりあえずそのまま恒春に保管しておいてほしいと伝える。ベンジャミン・セオール号の代理人からいまだ押収物の処理について聞いてないと伝える。	総b9-10	
	米国副領事ランバートから民政長官後藤へ通知。	岩藤およびラインワルドの証言をもとに、ヤミの人々による脅迫的行為がなければ、漂流者が溺死することもなかったとし、今後アメリカ船が難破し紅頭嶼に漂流者がでたとき、再びこのようなことが起きないように要請。岩藤の証言を文書(日本語・英語)として添付。岩藤と林は発熱のため台北医院にいることを付記。	理737-738・総b11-37	

11月7日	米国副領事ランバートから民政長官後藤へ通知。	軍艦宮古乗組員からの義捐金の一部を香港駐在米国領事に送付し、花井と岩田に対する配当を依頼したと伝え、義捐金に対して謝意を表する。	総b85-86, 100-101	
	警部平賀から警察本署長大島へ宛てた10月30日付復命書回覧。	遭難者の生死、捜索の結果、押収物品の処置、押収物品目録など捜索の概要を報告。遭難者の物品を略取したのはヤミの人の風習によるもので、そこに殺意はないが、この際十分膺懲して今後このようなことが起きないようにすべきでないかと伝える。	総c71-80	10月31日立案、11月4日受領、11月7日決済。 総督（代理印）、民政長官、参事官長（後藤花押）、総務局長（関了印）、警察本署長（大島印）他。
	警部平賀から警察本署長大島へ宛てた10月18日付第1回報告書、岩藤、林に対する10月19日付聴取書、紅頭嶼駐在巡查有賀の10月19日付報告書、10月24日付第2回報告書、10月30日付第3回報告書が回覧。		総c81-125	10月31日立案、11月4日受領、11月7日決済。 総督（代理印）、民政長官、参事官長（後藤花押）、総務局長（関了印）、警察本署長（大島印）他。
11月8日	米国アジア艦隊司令長官エヴァンス（ケンタッキー号）が、ワシントンの海軍長官にオーストリア号の10月23日付け捜索報告を伝える。	米国艦アナポリス号を淡水に派遣し、さらに情報収集に努めることも伝える。	S 81-84	
11月10日	澎湖庁長小林から総督児玉へ通知。	澎湖医院に10月22日から入院施療していた青木が退院し、11月10日の便船で基隆へ向けて出発することを伝える。	総b59-60, 89	
	民政長官後藤から総督児玉へ第2回遭難者捜索の結果報告。	日本人生存者3名を救助したことが、加害者は逮捕できなかったが、物品110数点を押収したこと、それらの米国領事への引き渡しについては交渉中であることなどを伝える。また、ヤミの人に殺意はなかったとし、処分についてはその点配慮してほしい旨伝える。	総c56-61	11月6日立案、11月7日受領、11月10日決済、11月12日発送。 民政長官、参事官長（後藤花押）、総務局長（関了印）、警察本署長（大島印）他。
11月12日	民政長官から恒春庁長森尾へ打電。	恒春庁に保管中の漂流ボートを11月20日の西廻船で基隆まで回送するよう伝える。	総c54-55	11月12日立案、11月12日受領、11月12日決済、11月12日発送。 民政長官（「委任」と記載）、総務局長（関了印）、警察本署長（大島印）他。

ベンジャミン・セオール号事件の経過 (2) 一台湾ヤミの生活環境史一 (足立 崇)

11月12日	民政長官から台東庁長相良へ打電。	台東庁に保管中の遭難船に関する押収品を便船で総督府まで回送するよう伝える。	総c54-55	11月12日立案, 11月12日受領, 11月12日決済, 11月12日発送。民政長官(「委任」と記載), 総務局長(関了印), 警察本署長(大島印)他。
	午後4時35分, 台東庁長相良から民政長官へ返電。	遭難船に関する押収品は明石丸に積み込んだままで, まだ陸揚げできてないと伝える。	総c52-53	
11月13日	警部平賀安太郎が基隆において, 遭難者被奪物の一部を明石丸から引き揚げる。		総c49-51	
11月14日	青木が米国領事館に引き渡される。		総b90-92	
	正午, 台北医院で療養していた林重蔵が病死。		総b93-96	
	警部平賀安太郎から民政長官後藤へ押収品の引き揚げに関する復命書。	捜索の際押収した物品の一部を台東庁に引き渡し, その後明石丸に積み込まれて11月13日に基隆で受け取ったことを伝える。	総c49-51	11月14日付。
	民政長官から台東庁長相良へ打電。	捜索の際押収した物品の一部を明石丸から引き取ったことを伝える。	総c48	11月14日立案, 11月14日受領, 11月14日決済, 11月14日発送。民政長官(委任印), 総務局長(代理大島印), 警察本署長(「不在」と記載)他。
11月15日	青木が義捐金5円15銭4厘を受領。		総b70	
11月16日	午後3時30分, 台東庁に保管していた遭難者被奪品を16日午後3時30分に米国領事館において引き渡す。		総b40-45	
	米国副領事ランバートから民政長官後藤へ通知。	紅頭嶼で罹った青木の熱病が未だに治らないため, 台北医院に入院させたことを伝える。	総b91-92	
	米国副領事ランバートから民政長官後藤へ通知。	台北医院で療養していた林重蔵が14日正午に病死したと伝える。親戚には電報で知らせ, 葬式の手配をしたこと, 死因は遭難の結果熱病に罹ったためという医者之言を伝える。	総b93, 95-96	

11月17日	午前11時10分、台東庁長相良から民政長官へ打電。	紅頭嶼で押収した「コンホウ」1個が明石丸に残っていたので次便で送ると伝える。	総c21-22	
	民政長官後藤から米国副領事ランバートへ通知。	ヤミの人が今後米国漂流者に対し非行をしないよう、総督府として十分厳しく戒めたことを伝える。	理738・総b38-39	11月13日立案、11月14日受領、11月17日決済、11月17日発送。 民政長官(後藤花押)、総務局長(「不在」と記載)、警察本署長(大島印)他。
	民政長官後藤から米国副領事ランバートへ通知。	台東庁に保管していた押収物品を11月16日午後3時30分に米国領事館において引き渡し、残りの押収物品も到着次第引き渡すと伝える。押収物品の目録添付。	総b40-45	11月17日立案、11月17日受領、11月17日決済、11月17日発送。 民政長官(後藤花押)、総務局長(代理大島印)、警察本署長(大島印)他。11月16日付。
	民政長官後藤から米国副領事ランバートへ返答。	11月16日付の米国副領事ランバートからの通知に対し了解したこと、台北医院に入院した青木の病気が一日も早く全快することを願うと伝える。	総b90	11月17日立案、11月17日受領、11月17日決済、11月17日発送。 民政長官(後藤花押)、総務局長(代理大島印)他。
	民政長官後藤から米国副領事ランバートへ返答。	台北医院で療養していた林重蔵が14日正午に病死したこと、ならびにその後の処置に関する通知について、了解したことを伝える。	総b93-94	11月17日立案、11月17日受領、11月17日決済、11月17日発送。 民政長官(後藤花押)、総務局長(代理大島印)他。
	民政長官後藤が帝国議会出席のため日本へ向け出発する。		台11/17	
11月18日	午後1時10分、台東庁長相良から民政長官へ返電。	紅頭嶼で押収した物品と銀貨を11月17日に、時計破片と銀貨破片を本日送ったと伝える。	総c18-20	
	米国副領事ランバートから民政長官後藤へ通知。	民政長官後藤からの11月17日付通知に対し、ヤミの人が乗組員に加えたと言われる行為に対し、厳しく譴責したことに謝意を表し、本国政府に報告すると伝える。	総b48-49	
	米国副領事ランバートから民政長官後藤へ通知。	民政長官後藤からの11月17日付通知に対し、米国領事館において押収物品を総督府属員から受け取ったことを伝える。	総b46-47	

ベンジャミン・セオール号事件の経過 (2) 一台湾ヤミの生活環境史一 (足立 崇)

11月18日	香港駐在米領事代理J. M. ジョッピンスから台湾米副領事ランバートへ通知。	岩田と花井に対する義捐金配当処置, および岩田に宛てた封書2通と葉書1通の送付処置について報告する。岩田は米船ロアノーク号でニューヨークに向かっていると伝える。	総b99,102	
	民政長官から台東庁長相良へ打電。	紅頭嶼で押収した銀貨及び時計破片を至急回送するよう伝える。	総c20	11月17日立案, 11月17日受領, 11月18日決済, 11月18日発送。民政長官(不在印), 総務局長(閱了印), 警察本署長(大島印)他。
	民政長官後藤不在中, 警察本署長大島が代理を命じられる。		台11/18	
11月19日	総督から内務大臣へ通知。	遭難船, 遭難者氏名, 遭難の事由, 遭難者捜索の始末, 押収物品等の処置, ヤミの人への処分などを報告。	総c7-17	11月17日立案, 11月18日受領, 11月19日決済, 11月21日発送。総督(不在印), 民政長官, 参事官長(代理大島印), 総務局長(閱了印), 警察本署長(大島印)他。
	澎湖庁長小林から総督児玉へ宛てた青木に関する10月22日付の報告書が回覧決済。		総a89-94	10月26日立案, 10月27日受領, 11月19日決済。総督(不在印), 民政長官(代理大島印), 総務局長(閱了印), 警察本署長(大島印)。
11月25日	米副領事ランバートから民政長官代理大島へ通知。	青木の陳述書写し(軍艦宮古での10月18日付陳述書の英訳)1通と宮古乗組員からの義捐金配当に関して香港駐在米領事代理ジョッピンスからランバートに宛てた11月18日付書翰写し1通を送付。香港駐在米領事代理からの書翰趣旨については宮古艦長への通知を依頼。	総b98-99, 102-108	11月25日付。
11月29日	総督から軍艦千早(通報艦)の艦長へ打電。	恒春に碇泊中の軍艦千早に紅頭嶼および火燒島に行き, 生存者を捜索するよう伝える。	総a99	
	民政長官から恒春庁長森尾へ打電。	軍艦千早に恒春庁から適当な通訳を便乗させるよう伝える。	総a99	

11月29日	第2回遭難者捜索後に紅頭嶼に残留させていた台東庁の巡査4名が帰庁する。		総c6	
11月30日	恒春庁長森尾から通信局長鹿子木へ通知。	10月23日付通知の費用の外に、遭難船付属ボートおよび付属物の運搬費と保管費として22円60銭かかったことを伝え、明細書を添付。	総b142-143	
12月3日	民政長官代理大島から米国副領事ランバートへ返答。	米国副領事ランバートからの11月25日付通知を受け取ったことを伝え、香港駐在米国領事代理からの書翰趣旨については宮古艦長へ早速通知すると伝える。	総b97	11月26日立案、 12月2日受領、 12月3日決済、 12月3日発送。 民政長官、参事官長(代理大島印)、総務局長(代理大島印)他。
	台東庁長相良から総督児玉へ通知。	第2回遭難者捜索後の紅頭嶼の状況について報告。捜索後は、ヤミの人々が恐怖し遁走し、なかなか帰家しなかったが、紅頭嶼派出所警察官と残留させていた巡査等の説諭により、各自帰家し平常の生活に戻ったこと、今回の大部隊の行動と訓戒とにより、ヤミの人々も十分悔悟していることが察知できるとし、11月29日に残留させていた巡査4名を帰庁させたことと伝える。	総c6	
12月4日	民政長官代理大島から米国副領事ランバートへ通知。	後で送られてきた残りの押収物品を総督府属員立ち会いのもと米国領事館に引き渡すこと、恒春庁に保管していたボートは基隆港に回送の上、引き渡すことを伝える。警部平賀から警察本署長大島への上申書(10月30日付)を添付。また、岩藤、林2名に対し台東庁から派遣された警察官20名から義捐金計4円60銭が授与されたことを示す文書も添付。	総b50-55	12月4日立案、 12月4日受領、 12月4日決済、 12月4日発送。 民政長官(代理大島印)、総務局長(代理大島印)、警察本署長(大島印)他。
12月6日	遭難者のものとされる物品は押収し、過日米国領事に引き渡した事、さらに鷺鑿鼻に漂着した一行のボートは数日前基隆に回送し米国領事に引き渡す予定と報じられる。		台12/6	

ベンジャミン・セオール号事件の経過 (2) 一台湾ヤミの生活環境史一 (足立 崇)

12月7日	米国副領事ランバートから民政長官代理大島へ通知。	民政長官代理大島からの12月4日付通知を了解し、周到な手続きに謝意を表す。また、基隆港に回送されたボートは、売却手続きが完了するまでそのまま保管して欲しいと伝える。	総b56-58	
12月9日	民政長官から総務長官(総務局長)へ通知。	軍艦宮古乗組員からの義捐金を林、青木、岩藤には総督府から直接渡し、謝意を表されたこと、岩田、花井には米国副領事ランバートに配当を依頼したこと、後日同副領事から感謝状が送付され謝意を表されたことを軍艦宮古艦長に通知してほしいと伝える。	総b109-110	12月2日立案、12月8日受領、12月9日決済、12月9日発送。 民政長官、参事官長(代理大島印)、総務局長(代理大島印)他。
12月14日	民政長官から台東庁長相良へ通知。	遭難者救護にかかった費用を知らせるよう伝える。	総b59-60	12月11日立案、12月11日受領、12月14日決済、12月14日発送。 民政長官(委任印)、総務局長(代理大島印)、警察本署長(大島印)他。
	民政長官から恒春庁長森尾へ通知。	10月22日～11月10日まで澎湖医院で収容施療していた青木に対する施療以外で、救護にかかった費用を知らせるよう伝える。	総b59-60	12月11日立案、12月11日受領、12月14日決済、12月14日発送。 民政長官(委任印)、総務局長(代理大島印)、警察本署長(大島印)他。
	大阪商船株式会社基隆支店長阿部克太郎から民政長官後藤へ遭難船付属ボートの運賃24円が請求される。		総b136-139	
12月15日	恒春庁長森尾から通信局長へ打電。	遭難者その他救護の費用を至急送付して欲しいと伝える。	総b65	
	総務局長代理大島から恒春庁長へ打電。	遭難者救護費用が未だ精算できておらず、暫く猶予してほしいと伝える。	総b62-64	12月15日立案、12月15日受領、12月15日決済、12月15日達済。 総務局長(代理大島印)。
12月17日	午後2時40分、台湾課長(地方課長)から民政長官後藤へ打電。	宮古乗組員が送った義捐金送付に対する米国副領事ランバートの感謝状を、宮古艦長宛に送付すべきか伺う。	総b113-115	

12月18日	民政長官から台湾課長(地方課長)へ返電。	台湾課長からの12月17日付電報に対し、感謝の意が通じればよいので、感謝状を添付しなくてよいと伝える。	総b111-115	12月17日立案、12月18日決済、12月18日発送。民政長官(委任印)、総務局長(代理大島印)他。
12月21日	澎湖庁長小林から民政長官後藤へ通知。	青木の救護にかかった費用に関し、薬価入院料は澎湖医院の施療によるもので、その他は本人が自弁したことを伝える。	総b119	11月21日付。
12月23日	内務次官山縣伊三郎から海軍次官齋藤実へ通知。	宮古乗組員が送った義捐金送付に対して、米国副領事ランバートが謝意を表していることを艦長柁内に通知してほしいと伝える。	公1146-1147	11月23日付。
12月24日	民政長官から台東庁長相良へ打電。	遭難者救護のために支出された金額を電報で知らせよう伝える。	総b61	12月23日立案、12月24日決済。民政長官、参事官長(「閲了」と記載)、総務局長(代理大島印)他。
	民政長官から台東庁長相良と恒春庁長森尾へ打電。	青木のために支出された金額を電報で知らせよう伝える。	総b61	12月23日立案、12月24日決済。民政長官、参事官長(「閲了」と記載)、総務局長(代理大島印)他。
	午後1時10分、恒春庁長森尾から民政長官へ打電。	青木救護のために支出したものはないと伝える。	総b121	
	午後4時20分、台東庁長相良から民政長官へ打電。	遭難者救護費用として19円30銭がかかったことを伝える。	総b120	
	海軍次官齋藤から宮古艦長柁内へ通知。	宮古乗組員が送った義捐金送付に対して、米国副領事ランバートが謝意を表していることを伝える。	公1145-1147	
	総督府から大阪商船株式会社基隆支店に遭難者救護船賃148円が支払われる。	大阪商船株式会社基隆支店長阿部克太郎から総督府へ12月24日付の領収書発行。	総b132-133	
	総督府外事課から通信局保木利吉に遭難者救護汽車賃9円35銭が支払われる。	10月15日に基隆にて遭難者引き取りの際、保木が立て替え払いしたもの。保木から外事課へ12月24日付けの領収書発行。	総b134-135	

ベンジャミン・セオール号事件の経過 (2) 一台湾ヤミの生活環境史一 (足立 崇)

12月29日	午前11時55分, 参事官長石塚英蔵から民政長官代理大島へ打電。	ヤミの人に対する懲罰行為について米国公使ロイド・C・グリスコムより外務大臣小村寿太郎に照会があった旨伝え, どのような手段で懲罰し, どのような結果を得たか照会。さらに11月17日付民政長官後藤から米国領事に宛てた通知の原文を知らせてほしいと伝える。	理738・ 総c252-255	
12月30日	民政長官代理大島から参事官長石塚へ返電。	総督府と台東庁による先の捜索隊派遣で2名の遭難者を救助し, 物品も押収したこと, 捜索隊の上陸に恐怖し山中に逃げた加害者たちはいったん集落に戻らせ, 警察官によって厳重な説諭を加え戒めたことで, 懲罰の目的を達したと伝える。また, 今回の掠奪とされる行為もヤミの慣習によって起こったことであり, 殺意などがあったものではないと伝える。さらに11月17日付の民政長官後藤から米国副領事ランバートへの通知の中で, ヤミの人が今後米国漂流者に対し非行をしないよう, 総督府としても十分厳しく戒めたと通知した旨を伝える。	理738・ 総c249-251	12月30日立案, 12月30日発送。民政長官(代理の大島花押), 警察本署長(大島花押), 石塚は在東京。
12月31日	午後3時25分, 参事官長石塚から警察本署長大島へ打電。	加害者捕縛の上, 相当の処罰を加えるという総督府の意志を外務省より米国公使グリスコムに返答することが協議されたと伝えられ, どのような処罰をするか見込みを立て指揮を受けるよう伝える。総督見玉の命に依る。	理739・ 総c239-243	
1904年 1月2日	午後0時30分, 警察本署長大島から台東庁長相良へ打電。	米国公使グリスコムから外務省への申し出によって, 総督府としてヤミの人に対して相当の懲罰を加えることになったことを伝え, ヤミの人に対する懲罰方法について, 加害者のいる3集落からヤミの船を官に引き揚げること, 加害者のいる3集落から主立った者3名ずつ計9名を逮捕し, 台東庁で三ヶ月くらい拘禁することを案としたい旨伝え, この方法について意見を請う。	総c247-248	

1月3日	警察本署長大島から台東庁長相良へ打電。	1月2日に電報したヤミの人々に対する懲罰方法について至急返電するよう伝える。	総c244	
	午前9時40分、台東庁長相良から警察本署長大島へ返電。	1月2日の電報にあったヤミの人々に対する懲罰方法については異議がないと伝える。	総c245-246	
	警察本署長大島から参事官長石塚へ返電。	ヤミの人にとって漂流物を掠奪することは習慣のようなものでないこと、先の捜索行動と説諭厳戒とによって一応の膺懲をしたが、さらに懲罰が必要であれば、加害者とされる者の住むイワキヌ、イワヌミルク、イラタイの3集落から主立った者3名ずつ計9名を逮捕し、台東庁で三ヶ月くらい拘禁すること、ヤミの舟を官に引き揚げることをもって処罰とし、他のヤミの人々にはひろく訓戒することを提案。総督児玉にもこの懲罰方法について上申して指揮を得、回答して欲しいと伝える。また内容については事前に台東庁長相良長綱にも意見を渡し、異議はなかったと伝える。	理739-740・総c235-238	1月2日立案、1月3日発送。警察本署長(大島花押)他。
	午後2時50分、台東庁長相良から警察本署長大島へ打電。	紅頭嶼の件については本日午前10時に返電済みであるが、意見の通り決行した場合、1月6日の便船のほかに臨時船の回航をさせるかを伺う。	総c232-234	
1月4日	警察本署長大島から台東庁長相良へ返電。	紅頭嶼の件については目下総督に処分方伺っているところであり、指揮があり次第通報すると伝える。	総c231	1月4日立案、1月4日受領、1月4日決定、1月4日達済。警察本署長(大島花押)他。
1月7日	午後3時45分、参事官長石塚から総督児玉の命により警察本署長大島へ打電。	処罰については外務省とも協議した結果、首謀者12名を死刑にする位が相当であると伝える。	理740・総c228-230	発局は東京新橋局。
	午後8時30分、警察本署長大島から参事官長石塚へ返電。	首謀者を特定することが困難であること、ヤミの人が殺害したという事実が認められないことを伝え、処罰は困難であるから別の指示を請う。	理740・総c227	

ベンジャミン・セオール号事件の経過 (2) 一台湾ヤミの生活環境史一 (足立 崇)

1月8日	午後3時40分、参事官長石塚から警察本署長大島へ打電。	先の搜索隊上陸の際、山中に逃げた者を首謀者として取り調べ起訴し裁判にかけるか、集落から首謀者を差し出させ、これに応じないときは警察隊によって討伐させるのも一方法と伝える。	理740・総c221-226	発局は東京新橋局。
	午後5時30分、警察本署長大島から参事官長石塚へ返電。	言語が通じないので取り調べもできず、起訴しても十分な証拠もなく不起訴処分になること、殺人の事実自体ないので死刑にできないことを伝え、行政処分として主立った者を拘禁する方がよいとし、そうでなければ集落を焼棄し家具類を破壊するくらいしかない、再度検討を請う。	理740・総c219-220	1月8日立案、 1月8日発送。
	総務局長代理大島(警察本署長)から台東庁長相良へ通知。	遭難者救護にかかった費用は、電報にて了解したが、明細書が必要なので送付してほしいと伝える。	総b118	1月7日立案、 1月7日受領、 1月8日決済、 1月8日達済。 総務局長(関了印)他。
1月11日	午後2時20分、参事官長石塚から警察本署長大島へ打電。	討伐を実行すると仮定し、言語不通なら何のために討伐されたかヤミの人は分かるのか、また討伐後の状況はどのようなにあるべきかを問う。また、殺人の事実が認められないのであれば、岩藤の供述を打ち消す証拠があれば好都合と伝える。	理740-741・総c214-218	発局は東京新橋局。
	警察本署長大島から参事官長石塚へ返電。	紅頭嶼駐在巡查の片言のヤミ語と手真似とで良民を諭せば、加害者にも通じるであろうし、討伐隊が入れば遁走して集落に容易には戻ってこないであろうとし、総督府ではヤミの人による殺人の事実を認めておらず、台東庁や搜索隊の報告からもそうした事実は認められない。さらに岩藤の供述からはヤミの人に殺意があったということを断定できないと伝える。	理741・総c211-214	

1月12日	警察本署長大島から参事官長石塚へ打電。	民政長官後藤から米国副領事ランパートへの11月17日付通知(加害者に対して厳しく譴責するというもの)に対し、米国副領事ランパートから民政長官後藤への11月18日付返答では、謝意を表し、米国政府へ報告するとあった。それゆえ、総督府としては事件は終了したと考えていた。米国副領事は米国公使へどのような報告あるいは申し出をしたのか内容を知らせてほしいと伝える。	総c209-210	1月12日立案、1月12日発送。
1月16日	午後2時40分、参事官長石塚から警察本署長大島へ打電。	米国公使ロイド・C・グリスコムから外務大臣小村寿太郎への照会の要旨を伝え、米国公使、領事ともに総督府の厚意に感謝する一方で、再びこのような加害行為が起きないよう厳罰を望んでおり、民政長官からの11月17日付通知にあるような厳しい譴責では十分な保証が得られるか疑わしく刑罰としても軽いとしていることを伝える。そして、外務省からは加害を打ち消す証拠がなければ、加害行為を認めざるを得ず、相当の懲罰を加害者に加えるよう要請されており、総督府としても起訴が難しいのであれば、集落を焼き討ちするくらいが適当であろうと伝える。	理741・ 総c184-208	1月17日打電という記述もある(理741)。発局は東京新橋局。
	台東庁長相良から総務局長代理大島へ通知。	遭難者救護費用として19円30銭かかったこと、その内訳を伝える。	総b117	
1月17日	警察本署長大島から参事官長石塚へ打電。	懲罰については、イワキヌ、イワヌミルク、イラタイの3集落を討伐し器具を焼棄すること、警察本署より警部1名を派遣しすべての行動、ヤミの人の状況を監視させること、台東庁より警部1名、警部補2名、巡查20名、人夫20名を派遣させてはどうかと伝える。	総c183-184	
1月18日	警察本署長大島から参事官長石塚へ打電。	懲罰については、集落を討伐し捕縛した者を台東庁に拘禁し、家屋、器具を焼棄する旨、総督児玉に上申して欲しいと伝える。	理742・ 総c180-181	1月18日立案、1月18日発送。

ベンジャミン・セオール号事件の経過 (2) 一台湾ヤミの生活環境史一 (足立 崇)

1月18日	民政長官から台東庁長相良へ打電。	加害集落を討伐し捕縛した者を台東庁に拘禁し、集落の家屋器具を焼棄するよう指示。総督府から警部1名、台東庁より警部または警部補2名、武装した巡査20名、人夫20名を派遣し、食料3週間分を準備し、総督府から派遣した警視原修次郎とともに台東庁長相良に指揮するよう指示する。	総d43・ 総c181-182	
	警察本署長大島から通信局長鹿子木へ通知。	紅頭嶼へ討伐隊派遣のため沿岸船を記載日程(往路は1月24日基隆出航、1月27日台東着、28日紅頭嶼着。復路は1月30日基隆出航、2月4日紅頭嶼着、2月5日台東着)のとおり寄港させるよう取りはからって欲しいと伝え、総督府からは警視原を乗船出張させ、上陸の上指揮をとらせると伝える。	総c178-179	1月18日立案、1月18日受領、1月18日決済、1月18日達済。警察本署長(大島印)他。
	警察本署長大島から台東庁長相良へ打電。	紅頭嶼へ回航する汽船は1月27日台東着、28日紅頭嶼着。また帰りは2月4日紅頭嶼へ寄港し、2月5日台東着の計画であることを伝える。	総c276	
1月19日	午前8時30分、台東庁長相良から警察本署長大島へ打電。	民政長官からの命令を了承した上で、懲罰について意見を提出したいが差し支えの有無を伺う。	総d40-42	
	警察本署長大島から台東庁長相良へ返電。	1月18日の民政長官からの電報のとおり決定したが、参考として意見を申し出て差し支えないと伝える。	総d39	
	午前11時8分、参事官長石塚から警察本署長大島へ打電。	懲罰の件については、1月18日の警察本署長大島の電申のとおり取りはからうよう伝える。	理742・ 総c176-177	発局は東京新橋局。
	午前11時35分、台東庁長相良から民政長官後藤へ打電。	ヤミの人に戦闘力はないので、「討伐」の二字を取り消し、さらに家屋器具の焼却も取り消して欲しいと伝える。本件に関する職責は台東庁長にあり、処罰するよりも厳重処分をすれば米政府も満足するであろうと伝える。	総c171-175	
	警察本署長大島から台東庁長相良へ打電。	本事件について数回東京と交渉した結果、やむを得ず昨電のように討伐を執行することになったので、そのあたり了承するよう伝える。	総c170	1月19日立案、1月19日発送。

1月20日	午後0時15分、台東庁長相良から警察本署長大島へ打電。	紅頭嶼へ出張中、万一の事変が起これば、汽船の回航が可能か伺う。「万一とは日露関係を意味せるものならんか」と朱書きあり。	総d98-99	
	午後1時30分、参事官長石塚から警察本署長大島へ打電。	討伐実行については十分注意して残酷に流れないようにし、家屋器具の焼却も控えめにしたいとの総督兎玉の内意を伝える。	総c281-283	発局は東京新橋局。
	警察本署長大島から台東庁長相良へ返電。	事変が起きたら、汽船を回航させると伝える。	総d97	
1月21日	午前8時15分、台東庁長相良から民政長官へ打電。	1月27日紅頭嶼へ回航の汽船は、未明に同地に到着し二昼一夜同地に碇泊し、その間に懲罰の目的を達すればそのまま卑南へ回航してもらえるか伺う。	総c277	
	警察本署長大島から台東庁長相良へ返電。	紅頭嶼へ回航の件は1月18日付電報のとおりで、計画は変更し難いことを伝える。	総c275-276	
	警察本署長大島から台東庁長相良へ打電。	討伐実行については十分注意して残酷に流れないようにし、家屋器具の焼却も控えめにしたいとの総督兎玉の内意を伝える。	理742・総c280	1月20日立案、1月20日受領、1月21日決済、1月20日達済。警察本署長(大島印)他。1月20日打電という記述もある(理742)。
	通信局長鹿子木から警察本署長大島へ通知。	警察本署長大島からの1月18日付通知の通り、汽船が紅頭嶼に寄港するよう取りはからったことを伝える。	総c284	
1月22日	午後5時20分、台東庁長相良から警察本署長大島へ打電。	紅頭嶼への上陸を敏速にするため、紅頭嶼行き汽船に通常の舩船1艘の外に、今回は舩板1艘を用意するよう命じて欲しいと伝える。	総c262-264	
1月23日	警察本署長大島から台東庁長相良へ返電。	紅頭嶼行きの汽船に舩板1艘を用意するよう命じたと伝える。1月23日立案。	総c261	
	午前10時55分、台東庁長相良から警察本署長大島へ打電。	紅頭嶼討伐隊に警部1名、警部補1名、巡査13名、巡査補2名、人夫として水夫4名、武装した他の先住民25名を連れてきたいが差し支えないか伺う。	総c272-274	

ベンジャミン・セオール号事件の経過 (2) 一台湾ヤミの生活環境史一 (足立 崇)

1月23日	警察本署長大島から台東庁長相良へ返電。	他の先住民を討伐に使うのは無用の争いを招き今回の討伐の趣旨上よくないので、1月18日付電報のとおり、警部または警部補2名、巡査20名、人夫20名をして計画するよう伝える。	総c270-271	1月23日立案、1月23日受領、1月23日決済、1月23日達済。警察本署長(大島印)他。
	午後4時50分、台東庁長相良から警察本署長大島へ返電。	派遣員について指示に従うが、武装した他の先住民を連れて行けるか伺ったのは討伐に使用するためではなく、警察官執行務の都合を思慮してのことであると伝える。	総c265-269	
1月24日	総督府から派遣の警視原修次郎(警察本署保安課長)、警部平賀安太郎が台北から基隆へ向け出発。		総d54	
	午後7時、警視原、警部平賀が明石丸に乗り込み基隆から卑南へ向け出発。	明石丸船長は小林昇。	理743・総d31, 54, 56・台1/23, 2/17	
1月26日	明石丸が卑南に到着するが風波荒く、台東庁長相良ほか随行員1名を乗船させるのみ。		総d54・台2/17	
1月27日	午前11時、他の討伐隊員を明石丸に乗船させ、荷物を載せ、卑南から紅頭嶼へ向け出帆。	討伐隊の編成は、台東庁から台東庁長相良長綱、警部太智清三郎、警部補有馬、巡査17名、巡査補3名、人夫20名。総督府から警視原修次郎、警部平賀安太郎。総勢45名。	理318, 742, 743・総d31, 43-44, 54・台2/17	台東庁長、警部1名、警部補2名、巡査20名及び人夫20名という記述もある(理742)。
	午後5時30分、紅頭嶼に到着するが、波高く上陸できず。	駐在する巡査によれば本夜は祝祭で各集落の主立った者が集合していると報告がある。	理318, 742, 743・総d31, 44, 54, 66-70・台1/30, 2/17	午後5時という記述もある(総d66)。
	午後9時頃、ボートを使用し、かろうじてイモロナモンに上陸。	暁には祝祭がすでに終わり、主立った者は退散している。派出所を集合点と定め、本隊を3つに分け加害集落に向かうことにする。	理743・総d44, 54, 66・台1/30	
	民政長官から台東庁長相良へ通知。	遭難者救護費用として19円30銭を価格表記郵便にて送付するので、査収の上、領収書を返送するよう伝える。	総b116	1月26日立案、1月26日受領、1月27日決済、1月27日発送。民政長官(代理大島印)、総務局長(代理大島印)他。

1月28日	午前4時、討伐隊イモロナモンを出発。	1個分隊(警部太智, 巡査7名)はイワキヌに, 1個分隊(警部補有馬, 巡査6名)はイワヌミルクに, 1個分隊(総督府派遣の警部平賀, 巡査7名)はイラタイに向かう。イワキヌへの分隊は警部太智が指揮, イワヌミルクへの分隊は警部補有馬が指揮, イラタイへの分隊は巡査新保が指揮。	理318, 743, 744・ 総d32, 34, 43-44, 54-55・台2/17	
	午前5時30分, 3集落を包囲し同時に着手。		総d44, 66・台1/30	
	午前6時, 警視原が紅頭嶼イモロナモンに上陸し, 討伐状況を監視。	台東庁長相良は持病のため実地で指揮できず。	総d55-56	1月29日 午前6時という記述もある(総d55)。
	10名を逮捕し, 家屋13戸を焼却, 武器を押収。	イワキヌ4名逮捕(頭目サモロコタン38歳くらい, サンマクタイ40歳くらい, アンヤバツペラ35歳くらい, キブラン40歳くらい)。イワヌミルク3名逮捕(頭目マライツプ37歳くらい, シャブンガラカス40歳くらい, ヤプン20歳くらい)。イラタイ3名逮捕(頭目シタガリ30歳くらい, サヨペラ30歳くらい, サウジヤス40歳くらい)。イワキヌ4戸, イワヌミルク2戸, イラタイ7戸の家屋焼失。イワキヌ槍4本, イワヌミルク刀2本, 斧1挺, イラタイ兜胴1組押収。	理744-745・ 総d31-33, 44-45, 54-55・台2/17	イワキヌ2戸, イワヌミルク2戸, イラタイ4戸の家屋焼失という記述もある(総d45)。
	正午過ぎ, 目的を全て達す。		総d74-75	
	午後1時30分, 各部隊とも上陸地点イモロナモンの派出所に引き上げる。		理745・総d34, 45, 55・台2/17	午後2時という記述もある(理745, 総d34)。
	警視原が残留する巡査8名に将来執るべき勤務方法を訓示。	当分のあいだ巡査8名を残留させることにする。(もともと紅頭嶼に駐在していた巡査4名を含む)。	理745・総d34, 45, 55, 74-75	4名という記述もある(総d45)。
	午後3時, 討伐隊が明石丸に乗船。		総d55, 74-75・台 2/17	
	午後3時30分, 明石丸が紅頭嶼を出発。		理745・総d34, 45, 56, 75-82	
	午後9時, 卑南に入港するも風波荒く, 上陸できず。		総d56	
1月29日	午前7時, 討伐隊が卑南に帰着。逮捕した10名を台東庁警務課に拘禁。		理318, 745・ 総d45, 56, 66, 台 1/30	

ベンジャミン・セオール号事件の経過 (2) 一台湾ヤミの生活環境史一 (足立 崇)

1月29日	午前8時50分、台東庁長相良から民政長官へ打電。	討伐を実行し、好結果を得たこと、いま警視原一行とともに卑南に上陸したことを伝える。	総d71-72	
	午前9時30分、警視原から警察本署長大島へ討伐結果概要を打電。	討伐隊がイワキヌから4名、イワヌミルク、イラタイから各3名を捕縛し、家屋の一部を焼却し、器具数点を押収したこと、討伐隊はすでに帰着し、逮捕者を台東庁に拘禁したこと、紅頭嶼に巡査8名を残留させていることを伝える。警視原は4日に帰府し、それまで卑南に滞在して事務視察する予定と伝える。	総d75-82	
	午前10時、台東庁長相良から総督へ討伐結果概要を打電。	1月28日に討伐隊がイワキヌから4名、イワヌミルク、イラタイから各3名を捕縛し、家屋数戸を焼却したこと、1月29日午前7時に討伐隊が帰着し、逮捕者を台東庁に拘禁したことを伝える。詳細は書面にて報告すると伝える。	総d66-70	
	警察本署長大島から総督児玉(在東京)へ討伐結果概要を打電。	討伐隊がイワキヌから4名、イワヌミルク、イラタイから各3名を捕縛し、家屋の一部を焼却し、器具数点を押収したこと、討伐隊はすでに帰着し、逮捕者を台東庁に拘禁したこと、紅頭嶼に巡査8名を残留させていることを伝える。	総d73-74	
	民政長官代理大島から米国副領事ランバートへ討伐結果概要を通知。	1月28日に討伐隊が3集落から主立ったもの10名を捕縛し、集落を焼き、家具を押収したこと、捕縛された者は1月29日に台東庁に拘禁されたと討伐隊指揮官から電報があったことを伝える。詳細は追って報告すると伝える。	総d63-65	1月29日立案、 1月29日受領、 1月29日決済、 1月29日発送。 総督(「不在」と記載)、民政長官(代理大島花押)、 総務局長(代理大島花押)、 警察本署長(大島課花押)他。
1月30日	台東庁長相良から総督児玉へ討伐の詳細に関する報告書。	討伐隊編成の開始、討伐隊の編成並びに命令、討伐の実行について報告。	総d43-45	1月30日付。
1月31日	米国副領事ランバートから民政長官代理大島へ通知。	1月29日付けの討伐結果概略の通知に対し謝意を表し、本国政府へ回報すると伝える。また、後日の詳報を待つと伝える。	総d46-47	1月31日付。

2月1日	台東庁長相良から総督児玉へ紅頭嶼善後策を稟申。	今回の討伐でヤミの人に対する膺懲の目的は十分果たしたが、今後同様の事件が起きないように紅頭嶼に学校を設置し、教育していくことの必要性を伝える。	理747-748・総d93-96	2月1日付。回覧、総督（代理印）、民政長官、参事官長（後藤花押）、総務局長（代理大島印）、警察本署長（大島印）他。
2月3日	午前9時15分、台東庁長相良から警察本署長大島へ打電。	紅頭嶼善後策を書面で稟申することを伝える。	総d61-62	
2月4日	午前9時、警視原一行が卑南から乗船し帰府の途に就く。		総d57-60	
	午前11時10分、台東庁長相良から警察本署長大島へ打電。	紅頭嶼の状況は極めて平穏であるとの須磨丸からの報を受け、警視原と協議した結果、残留させていた巡査たちを引き揚げることに決定する。基隆を本日出航の東回り船を紅頭嶼に立ち寄らせるよう要請。	総d57-60	
2月6日	警視原から警察本署長大島へ復命書を提出。	1月24日～29日までの討伐隊行動の詳細を時系列的に報告。逮捕人員、焼失家屋、押取物も明記。	総d54-56	2月6日付。
2月7日	警察本署長大島から台東庁長相良へ打電。	紅頭嶼ヤミの人々のその後の状況を知らせて欲しいと伝える。	総d48	
	午後4時、台東庁長相良から警察本署長大島へ返電。	紅頭嶼では山中からいまなお帰来しない者もいるが、大半は極めて平穏であり、逮捕者も逃走のおそれなく庭園掃除等に従事していると伝える。	総d49-51	
	警察本署長大島から総督児玉（在東京）へ伺書を提出。	米国領事への詳報通知は警視原の復命書のとおりでよいか伺う（原警視の復命書添付）。封筒宛名は参事官長石塚になっている。	総d52-56	
2月8日	残留していた巡査たちが紅頭嶼から安平へ向け出発。		総d87-89	
2月15日	午後7時5分、参事官長石塚から警察本署長大島へ打電。	米国への詳報は警視原の復命書のままで差し支えないと伝える。	総d36-38	
2月16日	民政長官後藤が日本から台北に帰着。		台2/18	

ベンジャミン・セオール号事件の経過 (2) 一台湾ヤミの生活環境史一 (足立 崇)

2月17日	民政長官が討伐状況の詳細を米國領事(副領事ランバート)に通知。	1月24日～29日までの討伐隊行動の詳細を時系列的に報告。逮捕者、焼失家屋、押収物も明記。討伐の様様を撮影した写真2枚も添付。	理743・総d28-35	2月16日立案、 2月16日受領、 2月17日決済、 2月17日発送。 総督(不在印)、 民政長官、参事 官長(代理大島 印)、総務局長(閱 了印)、警察本署 長(大島印)他。
2月18日	午後3時45分、台東庁長相良から警視原へ打電。	拘禁中のヤミの人10名をどう処分するか、総督府の意向を伺う。	総d91-92	
2月19日	午後4時45分、台東庁長相良から警察本署長大島へ打電。	紅頭嶼に残留していた巡査が安平からの陸行で帰着したこと、ヤミの人は各集落に漸次帰来しているが、先の討伐に恐怖して、日本人を見たり、汽笛を聞くだけで山中に逃げ込む模様であると伝える。	総d87-89	
	警視原から台東庁長相良へ返電。	拘禁中のヤミの人は今すぐには解放しないことに決定したこと、彼等の健康に留意し、病死などしないよう伝える。	総d90	
2月24日	米國副領事ランバートから民政長官後藤へ通知。	討伐状況の詳細に関する2月17日付通知に対する謝意と本國政府へ回送することを伝える。	総d83-86	
3月2日	外務大臣小村から討伐状況の詳細を米國公使グリスコムへ通知。		理745・総c259-260	3月2日付。
3月4日	台東庁長相良から民政長官後藤へ通知。	1日27日付通知にあった遭難者救護費19円30銭が未着であるが、どのようになっているか照会する。	総b127	
3月8日	総務局長代理から台東庁長相良へ通知。	遭難者救護費19円30銭に対する領収書を至急回付する手続きを進めると伝える。	総b128	3月8日立案、 3月8日受領、 3月8日決済、 3月8日達済。 総務局長(閱了 印)他。
	民政長官後藤が帝國議會出席のため日本へ向け出発。		台3/9	
3月10日	民政長官後藤不在中、警察本署長大島が代理を命じられる。		台3/10	

3月11日	総務局外事課から澎湖庁へ通知	台東庁長相良に送付すべき遭難者救護費19円30銭の価格表記郵便が、誤って澎湖庁長森尾へ送付されていたことを本日発見したと伝え、就いては返送して欲しいと伝える。	総b126	3月11日立案。
3月17日	台東庁長相良長綱死去(享年50歳)。		台3/18	
3月18日	恒春庁長森尾茂助が台東庁長事務取扱を命じられる。		台3/19	
3月23日	恒春庁長森尾が台東庁長を兼任する。		台3/25	
	澎湖庁から総務局外事課へ通知。	3月11日付の外事課からの通知を了承し、台東庁の遭難者救護費19円30銭を本日郵便為替で返送すると伝える。	総b125	
3月25日	民政長官から恒春庁長森尾へ通知。	遭難者救護費として39円40銭を本日価格表記郵便で送付したことを伝え、査収の上、領収書を送付してほしいと伝える。	総b129-131	3月24日立案, 3月24日受領, 3月25日決済, 3月25日発送。 民政長官(代理大島印), 総務局長(代理大島印) 他。
3月26日	総督府外事課から大阪商船株式会社基隆支店へ遭難船付属ボート運搬費24円が支払われる。	大阪商船株式会社基隆支店長阿部克太郎から総督府外事課へ3月26日付の領収書発行。	総b147	
3月30日	総務局長代理から台東庁長森尾茂助へ通知。	1日27日付通知に関する遭難者救護費19円30銭の価格表記郵便が、誤って澎湖庁長に送られていたことを陳謝し、本日あらためて送付する旨伝える。	総b124	3月29日立案, 3月29日受領, 3月30日決済, 3月30日達済。 総務局長(関了印) 他。
3月31日	恒春庁長森尾から民政長官後藤へ通知。	3月25日付通知にあった遭難者救護費39円40銭を受領したことを伝え、領収書を送付すると伝える。	総b144-145	
4月7日	台東庁長森尾茂助から民政長官後藤へ遭難者救護費用19円30銭の領収書発行。		総b123	
4月18日	台東庁に拘禁された逮捕者10名が夜影に乗じて留置場を脱走。	内7名は卑南山頂から転落し、即死3名、重傷4名(加療によって3名は治癒、1名は死亡)。他の3名は知本山中に逃亡し潜伏。	理748	

ベンジャミン・セオール号事件の経過 (2) 一台湾ヤミの生活環境史一 (足立 崇)

4月23日	遭難者救護費用の立替金が、米国領事から支払いの上、それぞれに配布される。		総b122	4月19日立案、4月19日受領、4月23日決済、民政長官(委任印)、総務局長(代理大島印)、警察本署長(大島印)他。
4月24日	脱走し、知本山中に潜伏していた3名を知本駐在の警察官が逮捕。		理748	
4月30日	警察本署長大島から台東庁長森尾へ打電。		総c257	4月30日立案、4月30日受領、4月30日決済、4月30日達済。警察本署長(大島印)他。
	民政長官後藤が日本から台北に帰着。		台4/30, 5/1	
4月?日	米国領事がベンジャミン・セオール号乗組員生存者の救護費および船舶輸送費等を総督府に送る。		理748	
5月3日	台東庁長森尾から警察本署長大島へ返答通知。	紅頭嶼ヤミの人の近況について、とくに不穏な点はないが、討伐以前に比べて警戒心が強くなっていること、汽船の入港を目にするとイモロナモン以外の集落では山中に逃げ入り、警官の警邏中に出くわすと武装する者もあるが、これは防衛の意志からでたものであるから、警察公務執行上とくに問題はないと伝える。また、台東庁に拘束された者が死刑に処せられたと疑う者も多いが、他日彼等を放還すればこうした警戒心や疑念も大いに減少するであろうと伝える。	総c256	5月3日付。
5月9日	米国公使グリスコムから外務大臣小村へ米国政府の旨を承け声明をなす。	外務大臣小村からの3月2日付報告要旨を米国政府に伝えたところ、米国政府は日本政府が犯罪者を逮捕し罰したことに多謝しており、これにより将来この種の犯罪を防止できるであろうとの米国政府の所信を伝える。	理745, 746・総b153・総c259-260	

5月11日	外務大臣小村から総督児玉へ、米国公使グリスコムによる5月9日付声明を移牒。		理745・総c258-260	外務大臣(外務大臣印)、閲覧に関しては総督(代理印)、民政長官(後藤花押)、総務局長(「了」と記載)、警察本署長(大島印)他。
5月14日	拘留中のヤミの人を近々放還すると報じられる。		台5/14	
5月25日	米国公使グリスコムから外務大臣小村へ通知。	今後の対応について意見を申越す。米国副領事ランバートが米国政府に提出した報告記載の意見を主とする。今後のヤミの人による暴行の予防として、逮捕したヤミの頭目3、4名を3年以上台北に人質に取り置き、その間に一官吏にヤミ語を修得させること。また、台風の時期には同島の警察官を増加することを意見。	理745・総b153-155	
6月8日	外務大臣小村から米国公使グリスコムからの5月25日付通知を総督児玉へ移牒。		理745・総b152-155	
6月24日	台東庁長森尾が台東庁長の専任を命じられる。		台6/24	
6月27日	総督から外務大臣小村へ復答。	逮捕者10名を台東庁に半年間拘禁し十分な懲罰と訓戒を加えており、紅頭嶼の派出所には巡査を数名増派し、警戒にあたらせるとともにヤミ語の修得に従事させた結果、言葉の面で不便を感じる事が少なくなったため、米国副領事ラムバートの意見と大差ない状況になっていると伝える。このことを外務大臣から米国公使に通牒してほしいと伝える。	理746-747・総b148-151	6月22日立案、6月24日受領、6月27日決済、6月28日発送。総督(代理印)、民政長官、参事官長(後藤花押)、総務局長(代理大島印)、警察本署長(大島印)他。

謝辞

本稿は平成23年度科学研究費補助金若手研究(B)21760508の成果の一部である。

本稿をまとめるにあたり、台湾ヤミ文化研究会(FYCS研究会)で発表の機会をいただき、質疑応答の際、多くのご教示をいただいた。とくに三富正隆氏からは、当時の日米関係や日露関係のことなど貴重な示唆をいただいた。また、乾尚彦氏からは現代の住民たちの事件に関する認識について貴重な情報をいただいた。記して謝意を表したい。

参考文献

- 足立崇, 「ベンジャミン・セオール号事件の経過 (1) 一台湾ヤミの生活環境史一」, 『大阪産業大学論集』人文・社会科学編14, pp.73-96, 2012
- DOUGLAS EGAN, *SHIP - BENJAMIN SEWALL OTHER DAYS OF SHIPS & MEN*, YE GALLEON PRESS FAIRFIELD, WASHINGTON, 1983
- 稲葉直通・瀬川孝吉, 『日本の南端 紅頭嶼』, 生き物趣味の會, 1931
- 伊能嘉矩, 「台湾外交史料 ベンジャミン, セオール號事件 (一)」, 『東洋時報』225, pp.50-54, 1917
- 「台湾外交史料 ベンジャミン, セオール號事件 (二)」, 『東洋時報』226, pp.46-50, 1917
- 「台湾外交史料 ベンジャミン, セオール號事件 (三)」, 『東洋時報』228, pp.27-30, 1917
- 『公文雜輯 艦船三止・水路』卷4 (M36-4), 海軍省, 1903, 防衛省防衛研究所所蔵
呉市海事歴史科学館, 『日本海軍艦艇写真集 航空母艦・水上機母艦』, ダイヤモンド社, 2005
- 『旧植民地人事総覧 台湾編1』, 日本図書センター, 1997
- 松浦章, 『近代日本中国台湾航路の研究』, 清文堂, 2005
- 森丑之助, 「台湾蕃族に就いて」, 楊南郡 (笠原成治, 宮岡真央子, 宮崎聖子 訳), 『幻の人類学者 森丑之助』, 風響社, 2005
- 『大阪商船株式会社五十年史』, 大阪商船株式会社, 1934
- 『大阪商船株式会社八十年史』, 大阪商船株式会社, 1966
- 台湾経世新報社, 『台湾大年表』, 1938 (南天書局復刻版1994)
- 『台湾民報』(1900年8月8日から1904年3月29日まで発行), マイクロフィルム, ゆまに書房
- 『台湾日日新報』, 台湾日日新報社, マイクロフィルム, ゆまに書房
- 台湾総督府警察本署 (伊能嘉矩編), 『理蕃誌稿』第1巻, 1918 (南天書局復刻版1995)
- 『台湾総督府公文類纂』4749冊-2号, 1903, 国史館台湾文献館所蔵
- 『台湾総督府公文類纂』4810冊-1号, 1903, 国史館台湾文献館所蔵
- 『台湾総督府公文類纂』4811冊-1号, 1903, 国史館台湾文献館所蔵
- 『台湾総督府公文類纂』4814冊-3号, 1904, 国史館台湾文献館所蔵
- 余光弘・董森永, 『台湾原住民史 雅美族史篇』, 臺灣文献獻委員會, 1998

